

---

# 八雲町協働のまちづくり 推進プラン

---



地方分権時代と言われて久しい中、平成 20 年 3 月に「新八雲町総合計画」(H20～29)を策定し、協働のまちづくりを行政経営の大きな方向とするとともに、平成 22 年 4 月には、八雲町の自治における最高規範として「八雲町自治基本条例」を施行したところです。

八雲町自治基本条例の制定によって行財政運営における普遍的なルールが確立しましたが、今後は、地域社会における課題をいかにして発見・共有し、課題を解決していくための「地域社会の仕組み」に着目し、実践することに重点を置く必要があります。

協働のまちづくりの基盤を整備することは、分権型社会の受け皿をつくることであり、加えて、地域の自律を促進するために必要不可欠な要素となっています。

町民・議会・行政が本プランに基づく基本的な考え方を共有し、課題の解決に向け様々な取り組みを力強く展開していくことを望み、本プランを策定するものです。

## 【目次】

1. 本プランのあらまし	1
(1) プランの趣旨	
(2) 用語の定義	
2. 時代背景	2
(1) 少子高齢化、人口減少社会の進行	
(2) 中央集権から地方分権（地域主権）への転換	
(3) 地方政府たる地方自治体への変革と協働の時代	
3. 八雲町の概要	4
(1) 八雲町の成り立ち	
(2) 人口の推移及び推計	
4. 八雲町の住民活動、協働を取り巻く現状と課題	6
(1) 八雲町民自治推進委員会委員の視点	
(2) 行政の視点	
(3) 町連協役員の視点	
(4) 意見聴取のまとめ	
(5) 八雲町のこれまでの協働の定義や課題について	
5. 住民活動と協働の先行事例	8
(1) 先行事例	
(2) 地域コミュニティを再生する視点	
6. 協働のまちづくりの背景と基本的な考え方	10
(1) 協働のまちづくりの背景・必要性	
(2) 協働のまちづくりの基本的な考え方	
(3) まちづくりの領域の考え方～私たちの社会を構成する領域	
(4) まちづくりの領域と課題解決プロセスの概念	
7. 八雲町におけるこれからの協働の試案（仕組みづくり）	14
(1) 現在行われている取り組み	
(2) 今後の新たな取り組み（試案）	
資料	18

## 1. 本プランのあらまし

### (1) プランの趣旨

本プランは、八雲町における“協働のまちづくり”を進めるうえでの基本指針です。

八雲町では、新八雲町総合計画（H20～29）において、今後 10 年間におけるまちづくりの柱として“協働のまちづくり”を掲げており、平成 22 年 4 月には八雲町自治基本条例を施行し、情報共有と町民参加を柱としたまちづくりの普遍的なルールを定めたところです。

今後一層、協働の理念の浸透を図りながら様々な協働の取り組みを推進することが求められていることから、協働のまちづくりを進めるための基本的な考え方を明らかにし、町民・議会・行政がこの考え方を共有しながら協働のまちづくりを推進していくことを趣旨とします。

なお、本プランは、八雲町自治基本条例に基づく八雲町民自治推進委員会において所掌するものとします。

### (2) 用語の定義

本プランに用いる基本的な用語の定義は、次のとおりとします。

協働	町民、議会、行政が、互いに知恵と力を合わせ、同じ目的に向かって協力し、行動すること。
まちづくり	明るく活気にあふれ、住みよい八雲町をつくるための公共的な活動。
町政	議会と行政が担う領域のこと。
自助	個人や家庭において課題を解決すること。
共助	個人や家庭において課題を解決することが困難であるため、地域社会において解決すること。
公助	地域社会においても課題を解決することが困難であるため、町政において課題を解決すること。



## 2. 時代背景

平成 20 年度からスタートした「新八雲町総合計画」では、時代の潮流として①成熟化社会の時代、②環境共生の時代、③グローバル化の時代、④心の豊かさの時代、⑤経済構造変動の時代、⑥地方行政の変革と協働の時代、の 6 項目を明記しています。

ここでは、本プランに関わりの深い特徴的な時代背景を次のとおりまとめます。

### (1) 少子高齢化、人口減少社会の進行

これまで右肩上がり増加してきた日本の人口は、今後において確実な減少局面であると同時に、少子高齢化の一層の進行が予測されています。2012 年 1 月、国立社会保障・人口問題研究所は、日本の将来推計人口を発表しました。推計によると、2010 年の総人口（国勢調査）1 億 2,806 万人に対し、20 年後の 2030 年には 1 億 1,662 万人、50 年後の 2060 年には 8,674 万人という結果となりました。

これまでの日本の社会経済における各種制度は、人口や経済規模が右肩上がり成長することを前提に設計されてきており、今後、総人口の減少、国内市場の規模縮小等を視野に入れた制度設計に大きく舵を切らざるを得ない状況にあると言えます。

### (2) 中央集権から地方分権（地域主権）への転換

我が国は、戦後の厳しい時代からの復興を果たすため、国政を中心に中央集権の考え方に基づいて成長を遂げてきました。中央集権下における社会経済制度は、短期間で全国一律に一定の水準を整備するという利点を発揮し、日本全国の平準的な発展に大きく寄与しました。一方では、画一的な地域づくりを促すことにもつながり、地域における価値観の多様化が削がれた側面も残しました。

バブル経済の崩壊から、日本の経済は長期の停滞局面を迎えることとなりました。この間、国と地方の借金は大幅に膨らみ、行政運営に投入できる原資が一層縮小してきています。国が全ての地方自治体を財政面・制度面ともにコントロールすることが徐々に困難となってきた中、地方分権への転換が図られることとなりました。

地方分権の趣旨は、国と地方の関係をこれまでの上下主従の関係から対等協力の関係へ変化させることを趣旨とし、地方自治体がより主体性を発揮できるよう社会の仕組み自体を見直していく大きな時代のうねりとなりました。一方では、地方自治体には自己決定、自己責任に基づく地方政府としての役割が求められるようになり、厳しい財政状況も相まって、自治の仕組みそのものを見直していく動きが加速されることとなりました。

### (3) 地方政府たる地方自治体への変革と協働の時代

地方分権社会への転換を進めるためには、地方自治体には地方政府としての役割が求められています。一方で、厳しい財政状況等を背景として、住民に対してあらゆるサービスを提供していくことが徐々に困難になってきています。

国から地方自治体が自律することが地方分権と言えるのであれば、今後の地域づくり

においては、住民の過度の行政依存を見つめ直し、自律した住民による積極的な地域社会の課題解決への関与が必要になっています。

また、“新しい公共”ということが言われており、公共の担い手としての NPO 法人やコミュニティビジネスが注目されています。

情報共有の充実や行政・議会への住民の参加を促進するなど、一層の透明性を確保することによって、これまで以上に住民の自治意識（自ら治めていく意識）の高揚を図りながら、行政だけではなく、住民自ら主体性をもって地域づくりに取り組む必要があります。

### 用語の解説

#### ○ NPO 法人

NPO は、「Non Profit Organization」の略称であり、NPO 法によって法人格を付与された特定非営利活動法人の通称です。住民等が主体的・自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体であり、新しい公共の担い手として期待されています。

#### ○ コミュニティビジネス

住民や NPO 法人等が主体となり、ビジネスの手法を用いて地域が抱える課題の解決や地域資源の有効活用を図るために行う事業のことを言います。

（参考：「自律」という言葉づかいについて）

一般的には「自立」のほうが馴染みがあると思いますが、「自律」には、自らを律することも趣旨に含まれており、より主体的なイメージを持つことができる文言であることから、本プランでは、「自律」を多く使用しています。



### 3. 八雲町の概要

#### (1) 八雲町の成り立ち

八雲町は、平成 17 年 10 月 1 日に、旧八雲町と旧熊石町の市町村合併により誕生した町であり、日本で唯一日本海と太平洋を有する町です。旧八雲町は旧尾張藩の入植から本格的に開拓が進められ、旧熊石町は鎌倉時代の後期を開基としており、それぞれに特徴的な歴史風土を育んできました。

八雲地域（旧八雲町）は、西洋酪農発祥の地として酪農の発展に力を入れてきたほか、ホタテ養殖漁業にもいち早く取り組み、農業と漁業がバランス良く発展してきました。また、交通の要衝としての特徴を有しているほか、国や北海道の行政機関が集積する官公庁のまちという側面も有しています。

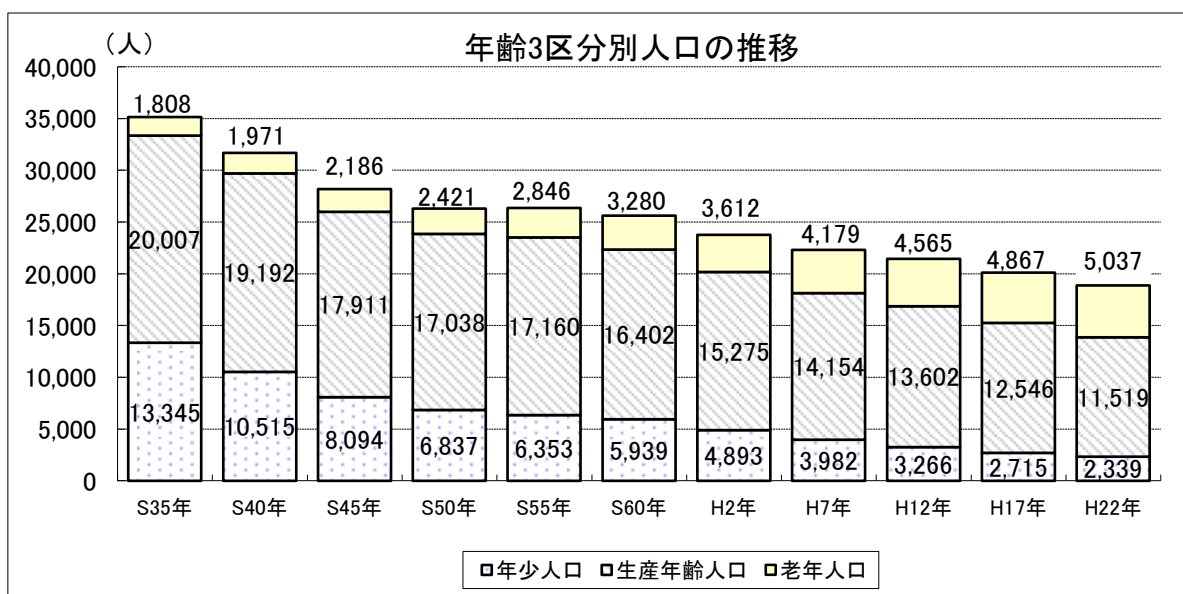
熊石地域（旧熊石町）は、北海道の中でもいち早く開けた地域の一つであり、松前藩政下では、ニシンの千石場所として栄えました。その後、ニシン漁の衰退、200 海里規制等により漁業は大きく衰退しましたが、現在は、イカやスケトウダラ漁を基幹としながら、アワビ養殖に取り組んでおり、また、海洋深層水取水施設整備により、新たな資源の有効活用が期待されています。

#### (2) 人口の推移及び推計

##### ①人口の推移

八雲町の人口（国勢調査数値）は、昭和 30 年の 36,171 人でピークを迎え、その後は徐々に減少を続けており、平成 17 年には 20,131 人、平成 22 年には 18,896 人となっています。

また、年齢 3 区分別人口では、年少人口（14 歳以下）の減少と老年人口（65 歳以上）の増加が著しく、年を追うごとに少子高齢化の進行が顕著になっています。



※年齢不詳の人数は除いています。

## ②人口の推計

八雲町では、新八雲町総合計画（H20～29）を策定した際、過去の国勢調査数値を基に独自に将来人口を推計しており、その結果は下記のとおりとなっています。平成17年の人口20,131人（国勢調査数値）と比較し、計画最終年の平成29年には、約3,000人の減少が予測されています。

また、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人の割合）にあつては、平成17年の24.2%から平成29年の31.0%へと上昇することが予測されます。

（人口推計等）

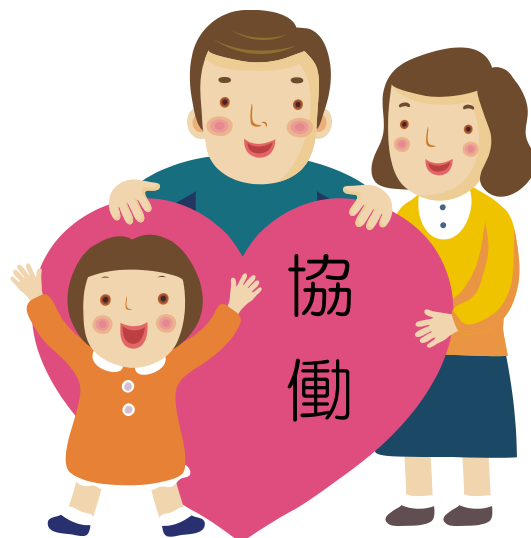
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
推 計	19,418	19,181	18,944	18,683	18,422
現 況	19,494	19,228	19,023 (18,899)	18,793	

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
推 計	18,161	17,900	17,639	17,356	17,072

※ 推計は、平成19年2月に行ったものです。

※ 現況の数値は、各年10月1日現在の住民基本台帳人口の数値を用いています。

平成22年のカッコ書きは、国勢調査速報数値です。





## 4. 八雲町の住民活動、協働を取り巻く現状と課題

八雲町における住民活動、協働を取り巻く現状と課題について、八雲町民自治推進委員会委員の見解及び行政内部における協働に関する調査に加え、八雲町連協・熊石町連協役員との意見交換において、下記のとおり状況を把握しました。

### (1) 八雲町民自治推進委員会委員の視点

#### ①協働と思われる活動

- 町内会における自主的活動（環境美化、老人福祉、青少年育成）
- ボランティア活動
- イベントや各種行事への参加、協力
- 何か目新しい特別な活動ではなく、これまでも行われてきたあらゆる地域の活動そのものが協働と言えるのではないか

#### ②住民活動や協働を取り巻く課題

- 協働に対する住民の意識や関心が低い（行政への依存が強い）
- 協働を進めるための仕組みが成熟していない
- 町内会等の行事やボランティア活動への参加が少ない
- 町内会等の住民活動やボランティア活動の担い手が不足している（若手の育成）
- 自己の生活を維持することに精いっぱい、公共に関心が向きづらい環境である
- 町議会及び議員の協働に関する情報の発信に期待
- あらゆる活動に関する情報を集約し発信すること、それによって新たな活動への関心を高めることにつながるのではないか
- 参加と協働は同じか、それとも、違う性格のものかという率直な疑問

### (2) 行政の視点

- 保健福祉、生活環境、教育、産業、計画づくりなど様々な分野で協働が行われていると認識している
- 現在行政が主導して実施している事業や取り組みに対して、町民が協力する形態が主となっている
- 協働を推進するにあたって、町民に対しての押し付けになってしまうのではないかと心配している（発信方法などの工夫が必要）

### (3) 町連協役員の視点

- 役員の成り手が少なく、行事への協力者も固定されている
- 町内会に加入しない人たちが増えてきている
- 冠婚葬祭に対する意識の変化など、町内会による支えあいを必要としない時代になってきている
- ふれあいサロン活動や町内会による老人クラブの設立によって、地域住民が集う機会を確保する新たな取り組みも行われている

- 東日本大震災の発生によって、地域・人々の結びつき（助け合い）が見直されている

#### （４）意見聴取のまとめ

各意見聴取の結果から、「住民活動や町内会活動を取り巻く課題について」を次のとおりまとめることができます。

- 町民には協働に関する意識、自律する意識の醸成が必要
- 町内会などのコミュニティ組織は、危機的状況ではないが活動の担い手の不足や固定化が見られ、将来的に維持していけるか不安である
- 町民と行政の協働を進めるための仕組みづくりが必要。（新しいものを作り上げる発想）
- 協働の定義が曖昧であるが、一方で、四角四面な協働の定義に限界も感じる
- 協働という名のもとに、行政が行うべき取り組みの下請けになってしまうのではないかと心配
- 協働は、何か特別なことではなく、今まで地域において行われてきたこと

#### （５）八雲町のこれまでの協働の定義や課題について

新八雲町総合計画（平成 20 年～29 年）において、一定の協働の定義を論じており、協働の基本的な考え方として「課題の解決に向けて目的と手段を共有し協力し合うこと」「パートナーシップの関係」「町民と行政の役割分担」を重要としながら、「課題解決のための手段」であることを定義しています。

一方で、協働について意見交換をした際は、「行政のやるべきことを地域が背負わされるのではないか」「参加と協働の違いがよくわからない」「何か特別なことをすることが協働なのか」といった意見が交わされます。

そのような意見の中で、特に、「参加と協働が曖昧である」ことに注目する必要があります。行政と町民が一緒になって課題を解決することを総じて「協働」とした場合、果たして「参加」とは何か、「参加と協働の違いはどこにあるのか？」という疑問が生じます。

そこで、協働の考え方を展開するためには、まちづくりの領域の考え方をしっかりと整理（再認識）する必要があり、この領域の考え方を浸透させることも一つの課題であると言えます。領域の考え方については、以降、整理していきます。

## 5. 住民活動と協働の先行事例

内部での検討に加え、外部有識者による先行事例の情報を基に、他の市町村の具体的な事例を学び、プランへ生かすこととします。

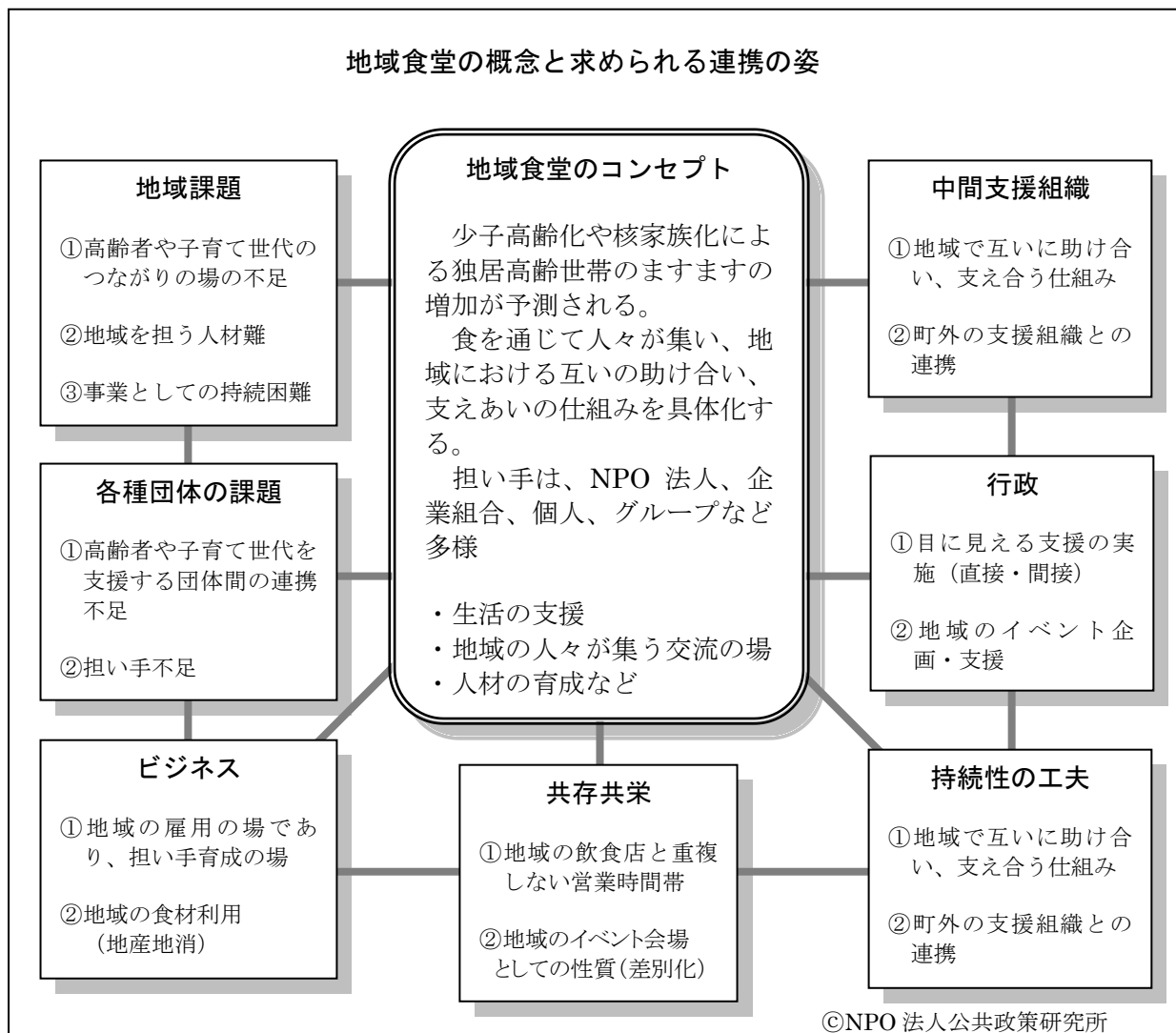
本プランの策定アドバイザーである水澤雅貴氏（NPO 法人公共政策研究所理事長）より具体的な事例と論点を提供頂き、下記のとおりまとめました。

### （1）先行事例～地域食堂の取り組み（コミュニティビジネス）

地域食堂は、食を通じて地域が互いに支えあう場を具体化する取り組みであり、地域住民・NPO 法人など様々な担い手によって展開されています。食事を摂るということに加え、人々が集うコミュニティとしての機能、人材育成の場、生活支援のためのセンター的役割など、様々な役割を担っています。

一方で、顧客・スタッフの確保、メニューの工夫、他店との共存共栄など継続性が課題となっています。

しかし、食を通じたコミュニティづくりについては、少子高齢化が進み独居高齢者の増加が予測される中で、注目すべき取り組みといえます。



## (2) 地域コミュニティを再生する視点

地域食堂の取り組みから見えてきたことは、地域における課題を的確に把握し、それを解決するための担い手と手段が明確なことにあります。また、取り組みを継続していくために、ビジネスの手法を取り入れている点も特徴と言えます。

地域食堂の取り組みは、地域コミュニティを再生する視点として数多くのことを示唆しています。加えて、これまで論じてきた地域や町内会活動における状況の把握などから地域コミュニティを再生する視点について、下記のとおりまとめることができます。

### 地域コミュニティを再生する視点

- ①地域内の担い手（個人・各種団体等）を発見し、連携すること。
- ②地域内の課題解決のためのアドバイスや連携に関する調整役が必要。  
（例：中間支援組織）
- ③町内会など既存の組織に加え、地域課題を解決する地域協議会など新たな組織が必要
- ④地域外の資源を活用することが必要（他地域のNPO法人、大学などとの連携）
- ⑤個々の課題を解決する取り組みを継続するためには、ビジネスの視点も必要
- ⑥人と人とのつながり、支えあいをいかに作り出し、継続した仕組みとしていくかがポイント



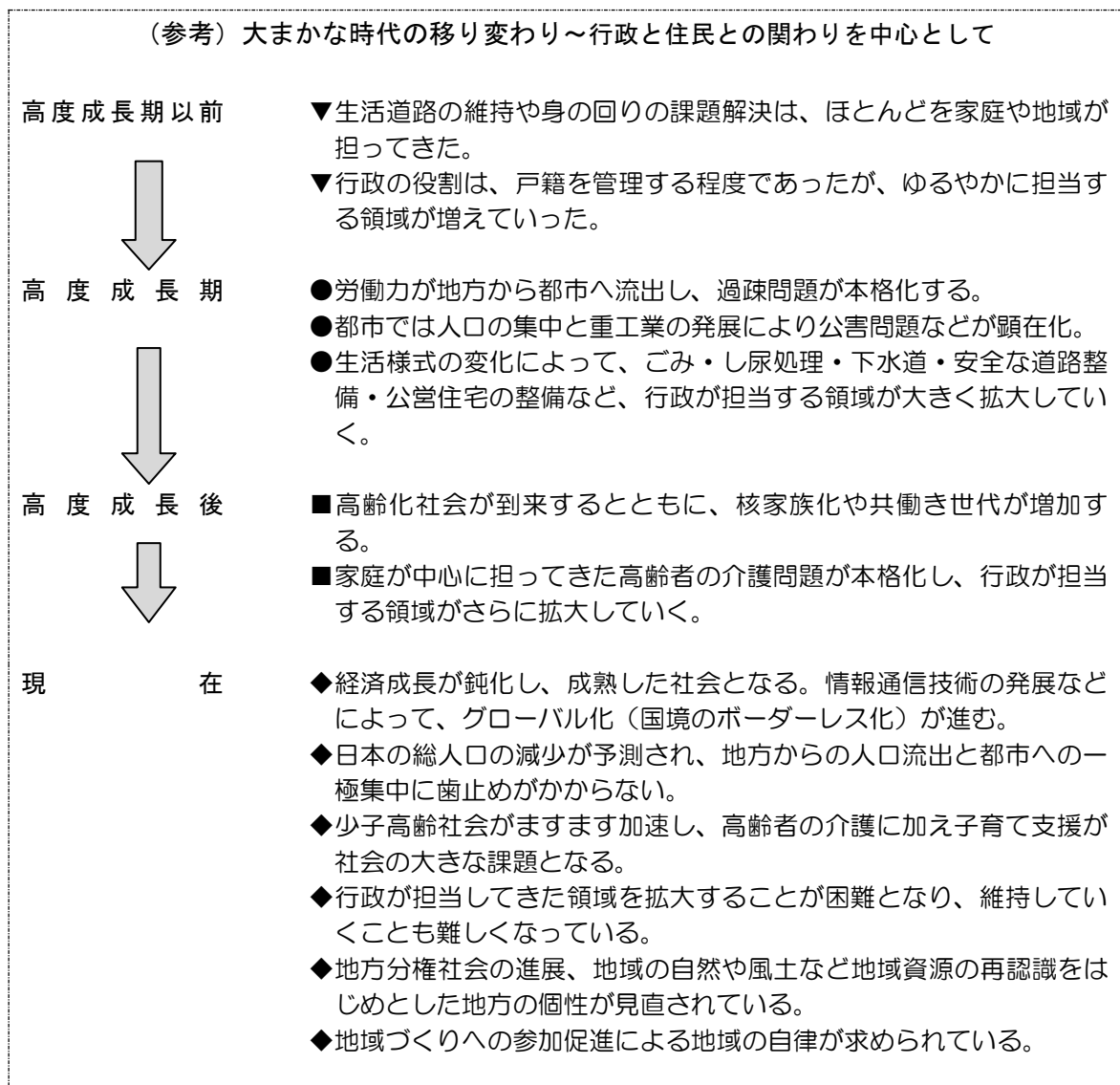
## 6. 協働のまちづくりの背景と基本的な考え方

### (1) 協働のまちづくりの背景・必要性

過去に遡れば、地域社会の課題のほとんどを地域自らが解決してきました。その後、経済の高度成長とともに人々の価値観が多様化し、また、地域が抱える課題も増加していきました。増え続ける課題に対応するため、経済成長を背景とした政策への潤沢な投資によって、行政が解決すべき領域が拡大することとなります。

しかし、その後の経済の低迷や、国・地方の財政難、少子高齢社会の進行など人口構造の変化による課題の増加などにより、行政が解決すべき領域を拡大・維持することが困難となっています。

町民一人ひとりの力を持ち寄って主体的に地域の課題を解決していくためには、協働の推進と地域の自律を進めることが不可欠であると言えます。



## (2) 協働のまちづくりの基本的な考え方

### ①協働のまちづくりを進めるための基本理念（目標）

協働のまちづくりを進めるための基本理念（目標）は、八雲町自治基本条例第 2 条第 6 号を引用し、下記のとおり定めます。

**【 基本理念 】**  
**町民、議会及び行政が互いに知恵と力を合わせ  
同じ目的（課題の解決）に向かって協力するまちづくり**

### ②協働のまちづくりを進めるための基本原則

基本理念に近づけていくための基本原則（行動規範）を下記のとおり定めます。

**【 基本原則 】**

①**目標共有の原則**  
～目標・方向性を相互に共有することが協働の第一歩である

②**相互理解・対等の原則**  
～お互いの個性や立場を理解し尊重し合えなければうまくいかない

③**相互補完の原則**  
～お互いに得意な分野は異なって当然であり、得意・苦手をお互いに補うことが大切

④**公開の原則**  
～実施したことは広く公開し共有することで新しい協働の種を生み出す  
公開された情報を知り、共有することによって新しい意欲に結び付く

### ③協働のまちづくりを進めるための基本姿勢（町民・議会・行政が共有する姿勢）

協働のまちづくりを進めるための基本的な姿勢を下記のとおり定めます。

**【 基本姿勢 】**

①**自ら考え自ら行動する姿勢（自発的な思考と行動）**

②**課題を共有する姿勢（課題の発見と共有）**

③**異なる意見の人も認め合う姿勢（多様な意見を交わす場の確保）**

④**人と人とのつながりをつくり、支え合う姿勢（協力・協調・補完）**

⑤**今ある仕組みを生かしながら新しいことにチャレンジする姿勢（自律・協働の追求）**

(3) まちづくりの領域の考え方～私たちの社会を構成する領域

協働のまちづくりを進めるためには、適切な役割分担を行うことが必要です。まちづくり活動を領域としてとらえることによって、参加と協働の違いがよりわかりやすくなります。私たちの社会は、自助・共助・公助の3つの領域に分けることができると言われていますが、この3つの領域に加え、協働の領域を概念として設けるものとします。

【私たちの社会を構成する領域】

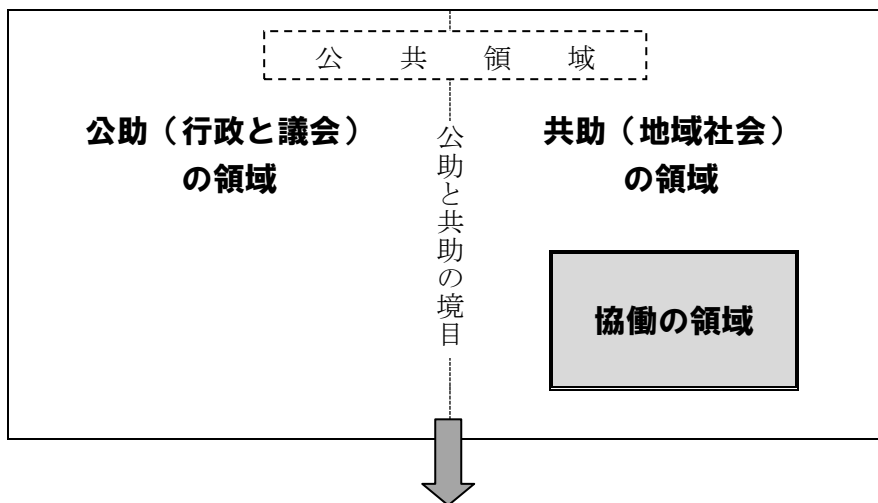
「自助」の領域	個人や家庭において解決すべき領域
「共助」の領域	個人や家庭において解決することが困難で、地域社会において町民が相互に協力して解決すべき領域
「協働」の領域	地域社会（町民・団体）と町政（行政・議会）が協力し合いながら解決すべき領域
「公助」の領域	町政（行政と議会）が解決すべき領域

「協働の領域」は、「共助の領域」の中に存在するものとします。町政が行うべき領域において、町民が支援することを「町政への参加」とし、参加と協働を区分けするものとします。公助の領域に協働の領域を置かないことによって、「協働の名のものと町政の下請け」という考えを排除します。

【町民と町政との関わりにおける“参加と協働の違い”】

町政運営への <b>参加</b>	町民が町政（行政と議会）の運営に協力すること （行政への参加制度については自治基本条例に規定）
町政と町民の <b>協働</b>	地域社会（町民・団体）と町政（行政・議会）が協力し合いながら課題を解決すること。

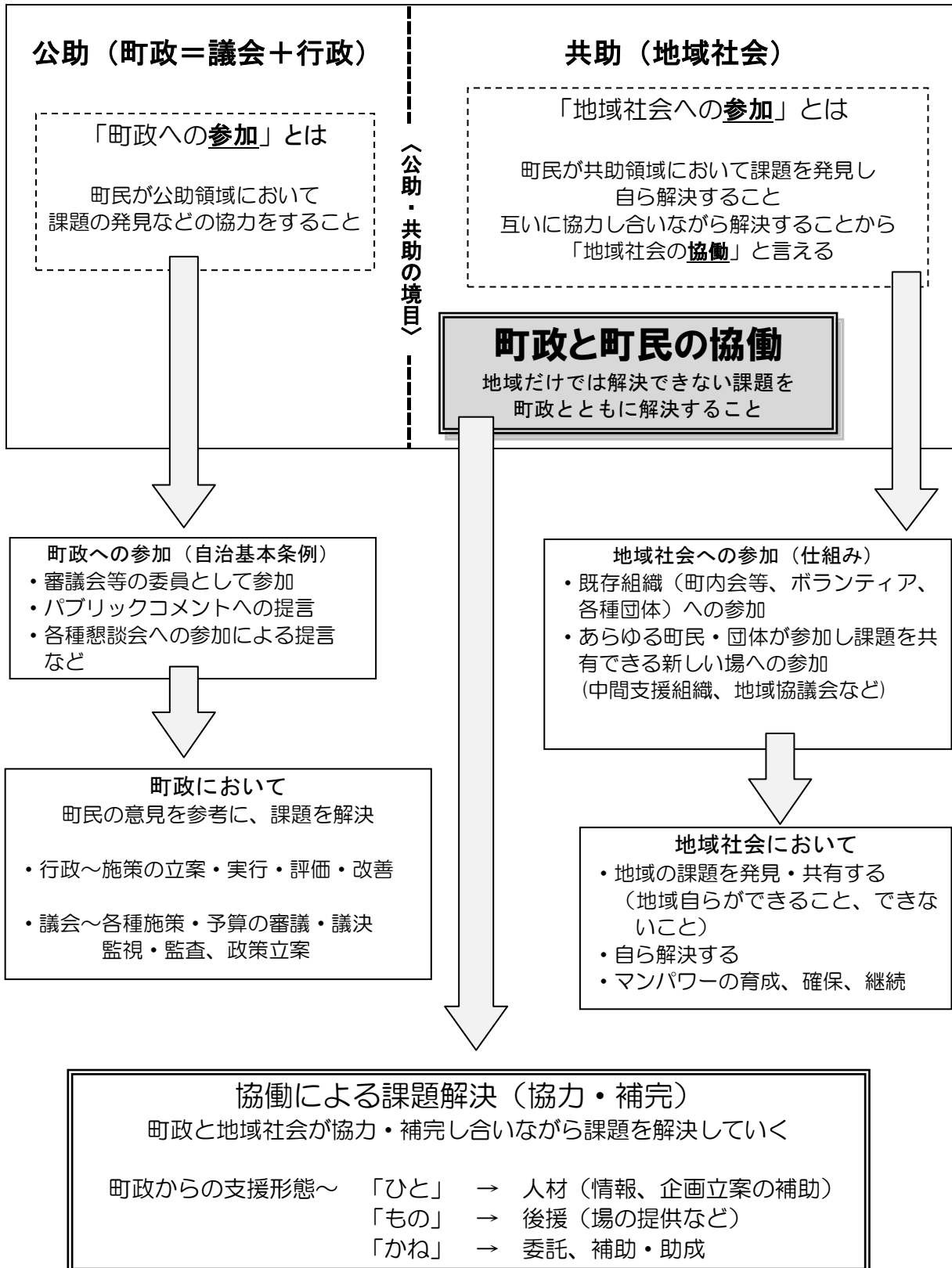
公共領域の概念図（自助の領域は除いています）



「公助と共助の境目（役割分担）」は、それぞれの事例、過去の経過、将来展望によって変化します。また、完全な線引きが難しいもの（公助と共助にまたがるもの）も存在すると考えられます。（境目の設定には、その都度合意形成が必要です）

(4) まちづくりの領域と課題解決プロセスの概念

まちづくりの領域と課題解決に向けた道筋を整理すると、下記の概念図に整理することができます。公助と共助の役割及び参加と協働の違いが明確となることに加え、課題解決に向けた基本的な道筋も明確となります。





## 7. 八雲町におけるこれからの協働の試案

“協働のまちづくり”は、今までに無いものを作り上げるような特別なことではありません。地域課題を解決するための手段であり、普段から取り組まれているものも数多く存在します。

地域の課題を解決するためには、課題を発見・共有し、解決のための具体的な取り組みに結び付けていく必要があります。様々な人々によって発見あるいは再認識された課題を共有し、解決するためのアクションに結び付けていくための横の連携、集う場が必要です。

現在行われている取り組みを大切に育みながら、新たな取り組みにも果敢にチャレンジしていくことが求められています。

具体的な協働の取り組みについては、様々な担い手によって行われていますが、ここでは、それら取り組みを促進していくための仕組みについて展開します。

### (1) 現在行われている取り組み（仕組み）

#### ①地域コミュニティ助成事業による町内会等活動の活性化

「地域コミュニティ助成事業」は、町内会の会員数及び奨励活動の状況に応じて助成金を交付し、町内会の自主的な活動を促進することを目的とした制度です。

助成金の交付によって、今までの活動に加え、交通安全街頭啓発活動や環境美化活動など新しい取り組みを行う団体も増えてきました。

会員数の減少や役員など主たる活動者の固定化など、町内会を取り巻く状況に厳しさも垣間見えますが、地域課題の発見や解決の担い手として、町内会が果たす役割は今後も期待されるところです。

#### ②地域づくり計画の策定

熊石地域では、熊石地域での協働の取り組みを促進するため、熊石地域審議会が検討母体となり、「熊石地域づくりプラン」を策定しました。特に、プランに基づく新しい取り組みとして、町内会の自主的活動である「地域サロン活動」の取り組みの輪が広がっています。

「地域サロン活動」は、地域会館を拠点として郷土料理やレクリエーションに親しむ場として活動が展開されており、日頃こもりがちの高齢者の皆さんも地域の方々と一緒に交流を育んでいます。

#### 現在行われている協働のまちづくり活動の一例

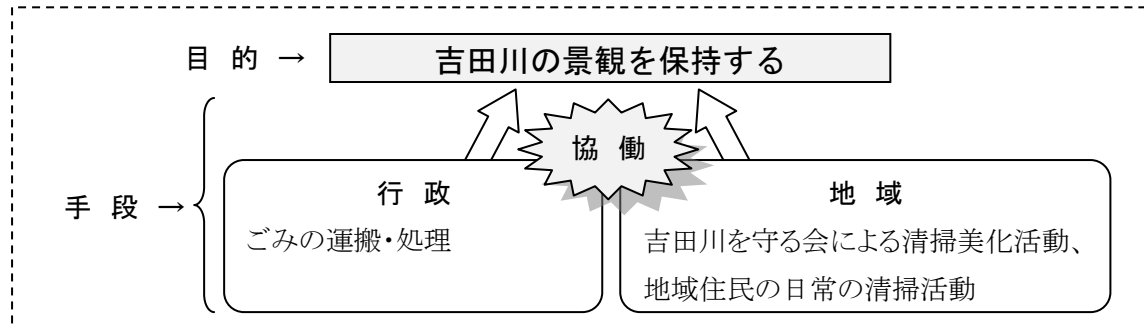
吉田川を守る会の清掃活動、クリーン熊石運動（地域一斉清掃）、駅前花壇整備、フラワーロード活動、公園管理、街頭啓発などの交通安全活動、防犯パトロール、各種イベントの運営、各種ボランティア活動、人材育成活動（講座・講演）など

(参考：協働のまちづくり活動の一例)

①吉田川を守る会の清掃活動

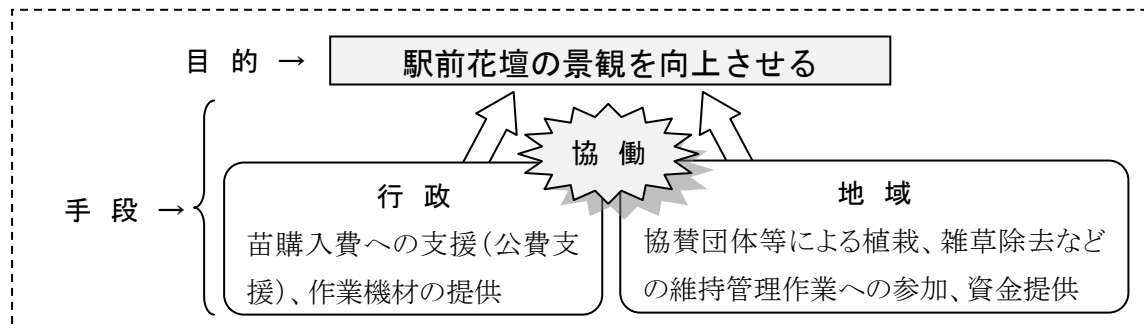
地域住民が「吉田川を守る会」を組織し、団体や企業と連携して清掃活動を実施しています。

市街地を流れる吉田川を地域の共有財産と位置付け、大規模な改修については行政が行い、会が清掃美化活動を担っています。



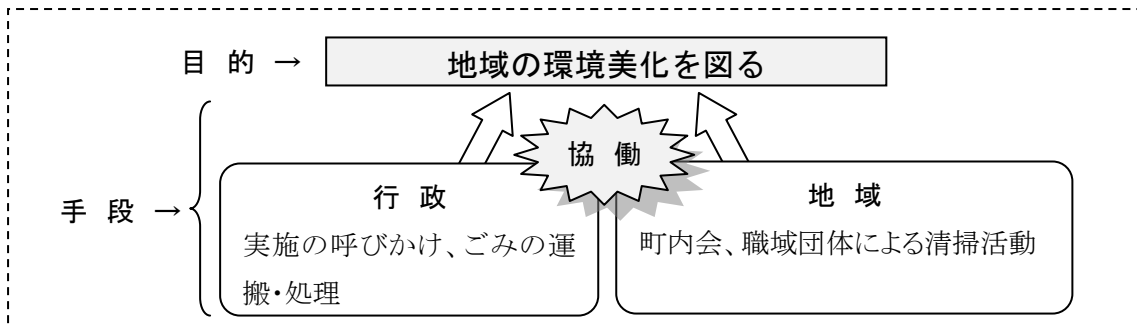
②駅前花壇の整備

街路事業によって駅前花壇が整備されましたが、公費だけによる管理が困難となり、美観が損なわれている状況にありました。商店街の中心に位置する駅前広場の景観を向上させることを目的に、町内の各種団体等と行政が協力して駅前花壇の管理を行い、景観の向上が図られています。



③クリーン熊石運動

春・秋の2回、地域一斉清掃活動が行われています。地域では、町内会、職域による清掃作業が行われ、行政において実施の周知、ごみの運搬・処理を行い、地域の景観向上が図られています。



このほか同様の活動が数多く実施されています

(2) 今後の新たな取り組み（試案）

町内会や各種団体が行う個々の取り組みが数多く展開されているところですが、横の連携については強いとは言い難い状況にあります。また、地域づくりへの意欲を持っていても、個人ではなかなか取り組みにくい、各団体の活動情報を得て活動に参加してみたいという潜在的なニーズもあると推測されます。

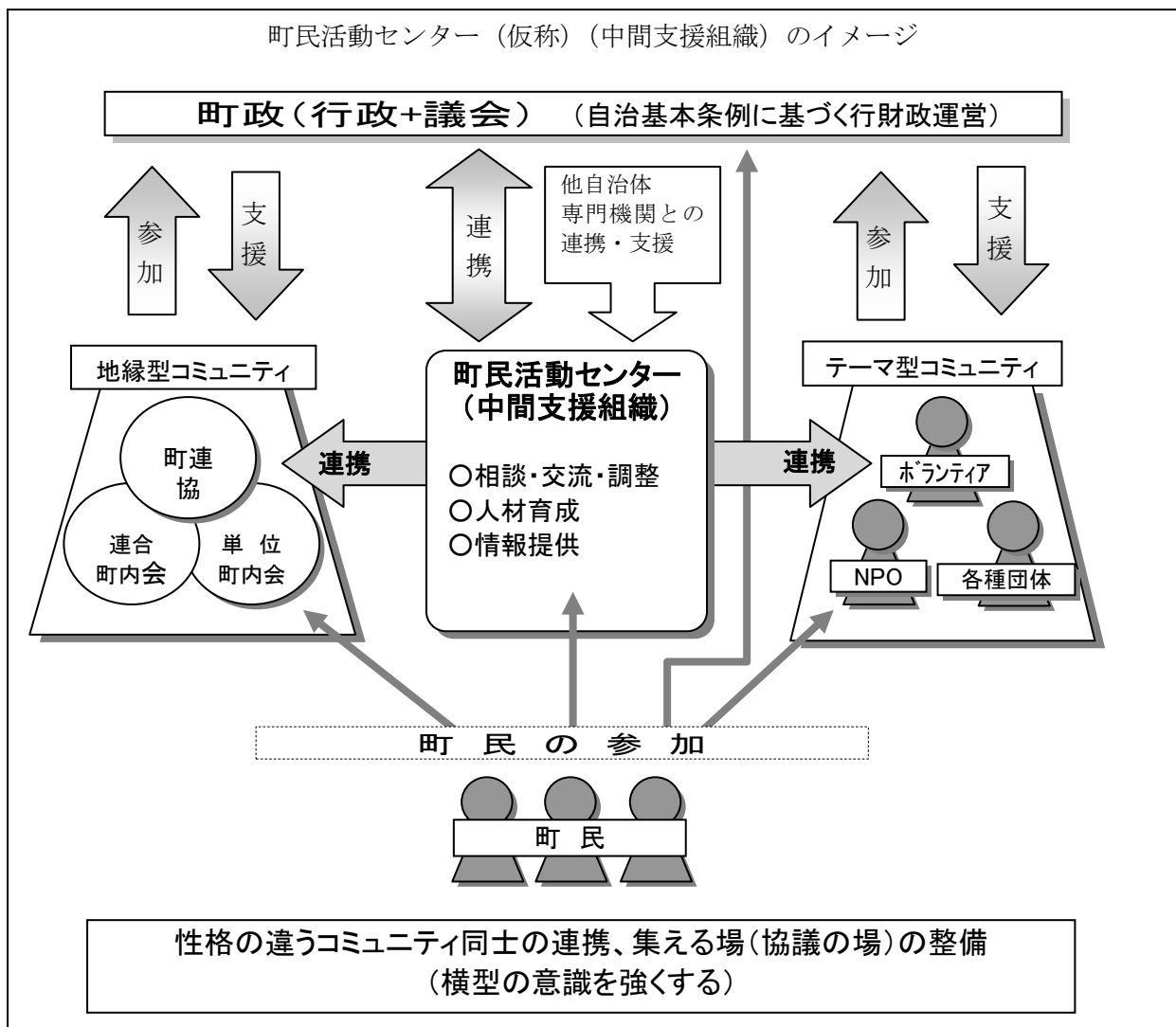
団体間の情報を共有しながら各種活動を支援する場として、また、様々な町民が集い課題を発見し、解決に向けて活動していく場の整備が求められています。

多くの町民が集い、自主的な活動を促進するための場の整備は、今後チャレンジすべき課題であり、町民・議会・行政が一体となって取り組みを進めていくことが重要です。

①町民活動センター（仮称）の設置

団体間の連携強化や活動上の課題に対してアドバイスを行うなど、町民活動全般の世話役的な組織を中間支援組織と言います。また、団体の自治を支援するため、人材や組織運営等に関する研修活動や協働を促進するための各種事業の企画立案、事業運営を行う組織です。このことから、団体間の横の連携を充実・強化する取り組みと言えます。

具体的な運営は、行政内部に設置する方法、民間が主体となって運営する方法など、八雲町の実情に応じた組織となるよう検討が必要です。

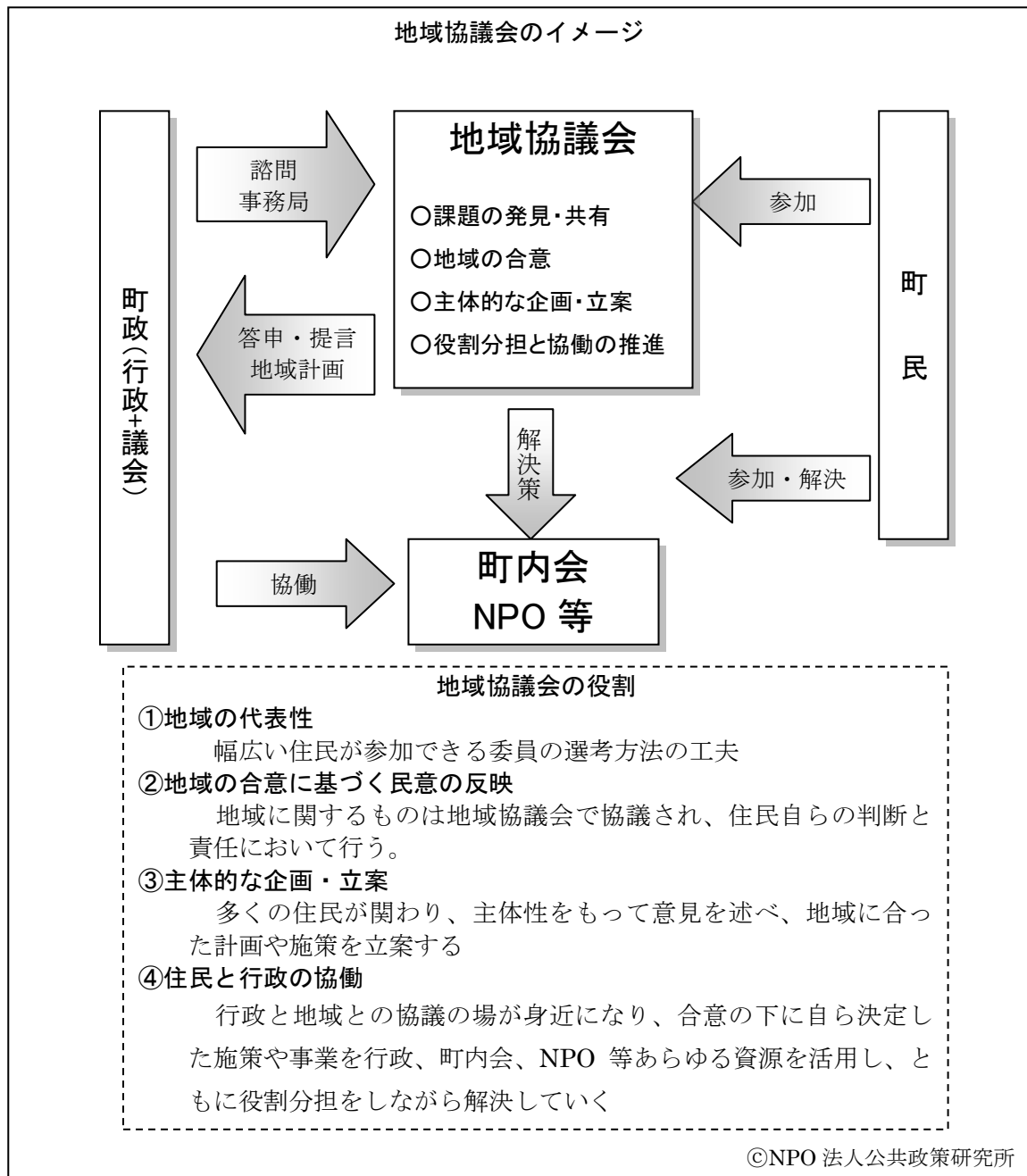


## ②地域協議会など新たな自治組織の展開

一定の地域のまとまりを地域自治区として設定し、その自治区に地域協議会を設置するものです。他の自治体の地域自治区の例をみると、小学校区や合併前の旧自治体区域ごとに設置されています。

地域自治区に設置された地域協議会では、様々な人々が集い、地域の課題や解決に向けた方策が検討されており、地域自治区における地域計画を策定し、地域づくりに生かしている例もみられます。

制度の根幹は、地方自治法に定められていますが、地方自治法に基づく制度については、事務所及び職員の設置など一定のルールを要することから、制度の骨格は地方自治法に倣いながらも、地域の実情に応じて独自の制度とすることも検討する必要があります。



## 資 料

## 【プラン策定までの行程及び検討内容】

- 平成 22 年 8 月 3 日  
八雲町民自治推進委員会へ八雲町協働のまちづくり推進プランの策定について町長より諮問
- 平成 22 年 10 月 15 日
  - (1)時代背景及び八雲町の概要について
  - (2)住民活動、協働を取り巻く現状と課題について
- 平成 22 年 12 月 8 日
  - (1)町内における町民と行政との協働の取り組みについて
  - (2)住民活動と協働に関する先事例について
- 平成 23 年 2 月 28 日
  - (1)計画のアウトライン（骨子）について
- 平成 23 年 5 月 30 日
  - (1)地域自治区、地域協議会について
  - (2)中間支援組織について
  - (3)八雲町におけるこれからの協働の試案について（骨子補強）
- 平成 23 年 7 月 27 日
  - (1)平成 22 年度八雲町自治基本条例運用状況について
  - (2)計画策定に係る各種懇談会の企画について
- 平成 23 年 9 月 8 日
  - (1)平成 22 年度八雲町自治基本条例運用状況について（建議）
  - (2)町特別職との懇談
- 平成 23 年 10 月 11 日
  - (1)八雲町議会総務常任委員会との懇談
  - (2)八雲町町内会等連絡協議会役員及び熊石町内会連絡協議会役員との懇談
- 平成 23 年 12 月 21 日
  - (1)八雲町協働のまちづくり推進プラン素案について
  - (2)町民参加手続について
- 平成 24 年 1 月 5 日～2 月 6 日  
プラン素案に対する町民意見の公募
- 平成 24 年 3 月 8 日  
町長へ答申（策定完了）

## 【関係名簿】

委 員	大 江 靖 明（会長）	太 田 眞樹夫（副会長）
	日 南 章	深 澤 静 江
	平 井 稲 子	畔 柳 正
	佐々木 慎 一	山 添 憲 明
	藤 谷 三千代	阿 部 政 邦
アドバイザー	特定非営利活動法人公共政策研究所 理事長 水 澤 雅 貴（札幌市）	
事 務 局	八雲町企画振興課	

# 八雲町民憲章

平成 18 年 9 月 1 日制定

私たちは、太平洋と日本海を持つ町を誇りとし、  
より豊かな未来をつくるために、この憲章を定めます。

自然を愛し美しい町にしよう  
助け合うあたたかい町にしよう  
活気あふれる町にしよう  
つねに進歩する町民になろう



町の花「ひまわり」



町の木「オンコ」



町の鳥「オオワシ」

## 八雲町協働のまちづくり推進プラン

発行日	平成 24 年 3 月
発行	北海道八雲町 〒049-3192 北海道二海郡八雲町住初町 138 番地 Tel(0137)62-2111 Fax(0137)62-2120 <a href="http://www.town.yakumo.lg.jp">http://www.town.yakumo.lg.jp</a>
企画・編集 協力	八雲町企画振興課 特定非営利活動法人 公共政策研究所